

厚生労働省和歌山労働局発表
平成 28 年 11 月 21 日

担 当	厚生労働省和歌山労働局
	労働基準部賃金室
	賃金室長 畷 寿樹
	賃金室長補佐 吉田 満
	電 話 073 (488) 1152 F A X 073 (475) 0113

和歌山県鉄鋼業最低賃金 22 円上がって 871 円

和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金 19 円上がって 799 円

和歌山労働局（局長 中原正裕）は、和歌山地方最低賃金審議会（会長 中迫広）の答申を受けて、和歌山県鉄鋼業最低賃金及び和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金について、下記のとおり改正することを決定した。

1 和歌山県鉄鋼業最低賃金

- (1) 時間額 871 円（現行の 849 円から+22 円）
- (2) 効力発生日 平成 28 年 12 月 30 日

2 和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金

- (1) 時間額 799 円（現行 780 円から+19 円）
- (2) 効力発生日 平成 28 年 12 月 30 日

3 適用する使用者及び労働者

(1) 和歌山県鉄鋼業最低賃金

適用する使用者

和歌山県の区域内で鉄鋼業（鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

適用する労働者

上記の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・ 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- ・ 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- ・ 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者

(2) 和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金

適用する使用者

和歌山県の区域内で百貨店，総合スーパー、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店，総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者

適用する労働者

上記の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・ 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- ・ 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- ・ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

※ 精神又は身体の障害により著しく労働能力を低い者等、和歌山労働局長の許可（最低賃金減額特例許可）を受けた者はこの限りではありません。

【参考：和歌山県の各最低賃金額とその推移】

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
和歌山県 鉄鋼業最低賃金	改正時間額	818 円	834 円	849 円	871 円
	対前年度額	+13 円	+16 円	+15 円	+22 円
	対前年度率	+1.61%	+1.96%	+1.80%	+2.59%
和歌山県 百貨店，総合スーパー 最低賃金	改正時間額	754 円	765 円	780 円	799 円
	対前年度額	+7 円	+11 円	+15 円	+19 円
	対前年度率	+0.94%	+1.46%	+1.96%	+2.44%
和歌山県最低賃金	改正時間額	701 円	715 円	731 円	753 円
	対前年度額	+11 円	+14 円	+16 円	+22 円
	対前年度率	+1.59%	+2.00%	+2.24%	+3.01%

※対前年度率は、少数点第 3 位を四捨五入